

大阪府規則第七十八号

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和七年大阪府条例第四十七号）の施行期日は、令和七年十一月二十日とする。